

総合地球環境学研究所プロジェクト等選考委員会規則

令和 6 年 5 月 14 日制 定

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所研究戦略会議規則（平成 28 年 4 月 1 日制定規則第 3 号、以下「研究戦略会議規則」という。）第 8 条第 2 項に基づき、プロジェクト等選考委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(役割)

第 2 条 委員会は、総合地球環境学研究所長（以下「所長」という。）の求めに応じ、総合地球環境学研究所プログラムプロジェクト規則（平成 28 年 3 月 10 日制定規則第 60 号、以下「規則」という。）に基づく研究プロジェクト等の提案・実施及び採択に関することのうち次の事項について所掌する。

- 一 規則第 12 条第 2 項が定める準備研究の採択に関する選考
- 二 規則第 13 条第 1 項が定めるインキュベーション研究（Incubation Studies）（以下「IS」という。）から予備研究（Feasibility Studies）（以下「FS」という。）への移行に関する選考
- 三 規則第 14 条が定める FS から研究プロジェクトへの移行に関する選考

2 委員会は、前項の定める事項の選考の結果について研究戦略会議に報告を行う。

(構成)

第 3 条 委員会は、研究戦略会議規則第 3 条の定める委員のうち、次に掲げる委員により構成する。ただし、第 5 号委員については、前条第 1 項に定める選考のうち、研究内容の評定を行わない。

- 一 所長
- 二 副所長
- 三 プログラムディレクター
- 四 研究戦略会議規則第 3 条第 6 号委員のうち所長が指名した者
- 五 管理部長

(任期)

第 4 条 前条第 4 号の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員全員の同意をもって決し、出席委員全員の同意が得られない場合は、委員長の判断をもって決する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、研究支援課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事手続きその他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 5 月 14 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。